

事務連絡
令和2年3月31日

都道府県
各指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）
厚生労働省社会・援護局保護課長

児童手当法施行規則等の一部改正について

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号。以下「改正法」という。）による児童手当法（昭和46年法律第73号）の一部改正規定が令和2年4月1日から施行されるとともに、児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和2年内閣府令第18号。以下「改正府令」という。）が同年3月27日に公布され、同年4月1日から施行されることになりました。

これによる改正の内容等は下記のとおりですので、御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）、関係機関等への周知をお願いいたします。

記

第1 児童手当法

1 改正の内容

(1) 児童手当法第3条第3項に規定する「施設入所等児童」の対象となる施設に、新たに生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（以下「日常生活支援住居施設」という。）を追加すること。

（改正法附則第19条関係）

(2) 児童手当法第4条第1項第4号に規定する施設入所等児童に係る児童手当の受給資格者に、新たに日常生活支援住居施設の設置者を追加すること。（改正法附則第19条関係）

2 施行期日

施行期日は令和2年4月1日であること。（改正法附則第1条第4号関係）

3 留意事項

改正法施行後の日常生活支援住居施設に入所している児童に係る児童手当の支給事務については、「児童手当法の一部を改正する法律の施行に伴う施設入所等児童に係る児

童手当の支給事務について」（平成 24 年 3 月 31 日付け雇児発 0331 第 7 号及び社援発 0331 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長及び厚生労働省社会・援護局長連名通知）の「4 救護施設又は更生施設に入所している施設入所等児童に係る児童手当支給事務」に準じて実施すること。

第 2 児童手当法施行規則

1 改正の内容

児童手当法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 33 号）様式第 3 号、第 5 号、第 7 号及び第 9 号（いずれも裏面）の「注意」において、「施設等の種類」の対象に「日常生活支援住居施設」を追加すること及び所要の改正を行うこととする。 （改正府令第 1 条関係）

2 施行期日

施行期日は令和 2 年 4 月 1 日であること。 （改正府令附則第 1 条関係）

3 経過措置

- （1）改正府令の施行の際、現にある改正前の様式（以下「旧様式」という。）による書類は、改正後の様式によるものとみなすこと。 （改正府令附則第 2 条第 1 項関係）
- （2）改正府令の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。 （改正府令附則第 2 条第 2 項関係）

以上